

再生可能エネルギーを支える電源立地地域対策 交付金（水力交付金）について

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、過去30年間にわたり安定的な水力発電の維持と所在市町村の活性化に多大な貢献を果たしてきたものである。

しかしながら、現行制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最大交付期間の30年を迎えることとなり、本県でも交付対象30市町村のうち、17市町村が本年度で期間満了となることから、これまで交付期間の延長、特に交付措置の恒久化を要請してきたところである。

政府では、これら要請を受け、今般、水力交付金に関する見直し（案）を示したところであるが、その案は、水力交付金を恒久的な措置とする見返りに、交付単価を3分の1にするなど交付金額を大幅に縮減させる内容となっている。

水力発電は、環境負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたところであり、今回の見直し（案）は、純国産の再生可能エネルギーの8割を占める水力発電の役割を不当に無視するものであり、全く受け入れ難い。

よって、低炭素社会構築に果たす水力発電の役割に見合う交付金制度となるよう、次のとおり要望するものである。

1. 今後とも安定的な水力発電を維持する観点から、平成23年度以降は、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること
2. 再生可能エネルギーの8割を占める水力発電を支える水力交付金の役割を適切に評価し、水力交付金の単価、最低保証額及び総額等については、少なくとも現行の水準を確保すること